

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第10号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～3 略		1～3 略	
4 略 (1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第41条第1項の規定による立入検査 (3) 法第42条第1項の規定による提出命令 (4) 略	略	4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第83条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第84条第1項の規定による立入検査 (3) 法第85条第1項の規定による提出命令 (4) 略	丸亀市 善通寺市
5～24 略		5～24 略	
25 略 (1)～(5) 略 (6) 法第9条第13項の規定による報告の受理（(1)の許可に係るものに限る。） (7)～(23) 略 (24) 省令第7条第11項から第14項までの規定による届出の受理（(1)の許可に係るものに限る。） (25) 略	略	25 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 法第9条第12項の規定による報告の受理（(1)の許可に係るものに限る。） (7)～(23) 略 (24) 省令第7条第10項から第13項までの規定による届出の受理（(1)の許可に係るものに限る。） (25) 略	各市町

26～35 略	
36 略 (1)～(8) 略 (9) 政令第4条第1項及び第2項並びに第4条の2第2項の規定による変更の届出の受理(病床数の増加に係るものを除く。)	略
37 略	
38 略 (1)～(25) 略 (26) 法第72条の4の規定による措置命令((1)、(5)、(7)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。) (27)～(50) 略	略
39～47 略	
48 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> 、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定	略
49 略 (1) 略 (2) 法第34条第13号の規定による届出の受理 (3) <u>法第34条の2第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)</u> 、 <u>第42条第2項及び第</u>	略

26～35 略	
36 医療法(以下この項において「法」という。)及び医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 略 (9) 政令第4条第1項及び第2項並びに第4条の2第2項の規定による変更の届出の受理	高松市
37 略	
38 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(25) 略 (26) <u>法第72条の3</u> の規定による措置命令((1)、(5)、(7)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。) (27)～(50) 略	高松市
39～47 略	
48 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第13号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第13号ハ</u> 、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による認定	各市町
49 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項から51の項までにおいて「法」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項から51の項までにおいて「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(都市計画区域内における4.5ヘクタール未満の開発行為に係るものに限る。) (1) 略 (2) <u>法第34条第9号</u> の規定による届出の受理	丸亀市 坂出市 宇多津町

<p><u>43条第3項の規定による協議</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) <u>法第41条第1項（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による制限の指定</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>法第47条第1項（法第34条の2第2項において準用する場合及び第35条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿への登録</u></p> <p>(13) <u>法第47条第2項及び第3項（法第34条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿への付記</u></p> <p>(14) <u>法第47条第4項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の修正</u></p> <p>(15) <u>法第47条第5項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付</u></p> <p>(16) <u>法第80条第1項の規定による報告の要求等（（1）、（5）及び（9）の許可等に係るものに限る。）</u></p> <p>(17) <u>法第81条第1項の規定による処分及び措置命令（（1）、（5）及び（9）の許可等に係るものに限る。）</u></p> <p>(18)～(21) 略</p>			<p>(3)～(8) 略</p> <p>(9) <u>法第41条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による制限の指定</u></p> <p>(10) <u>法第42条第2項の規定による協議</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>法第47条第1項（法第35条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿への登録</u></p> <p>(13) <u>法第47条第2項及び第3項の規定による開発登録簿への付記</u></p> <p>(14) <u>法第47条第4項の規定による開発登録簿の修正</u></p> <p>(15) <u>法第47条第5項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付</u></p> <p>(16) <u>法第80条第1項の規定による報告の要求等（（1）、（4）及び（8）の許可等に係るものに限る。）</u></p> <p>(17) <u>法第81条第1項の規定による処分及び措置命令（（1）、（4）及び（8）の許可等に係るものに限る。）</u></p> <p>(18)～(21) 略</p>	
<p>50 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第42条第2項の規定による協議</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(9) <u>法第41条第1項（法第34条の2第2項及び第35</u></p>	<p>略</p>		<p>50 法及び省令に基づく事務のうち、次に掲げるもの（都市計画区域内における4.5ヘクタール未満の開発行為に係るものに限る。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) <u>法第41条第1項（法第35条の2第4項において</u></p>	<p>善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木</p>

条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による制限の指定 (10) 略 (11) 法第47条第1項(法第34条の2第2項において準用する場合及び第35条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への登録 (12) 法第47条第2項及び第3項(法第34条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への付記 (13) 法第47条第4項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の修正 (14) 法第47条第5項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付 (15) 法第80条第1項の規定による報告の要求等(1)、(4)及び(8)の許可等に係るものに限る。 (16) 法第81条第1項の規定による処分及び措置命令(1)、(4)及び(8)の許可等に係るものに限る。 (17)～(20) 略		
51・52 略		
53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	略	
54・55 略		

別表第2(第3条関係)

書 類	市 町
1～25 略	
26 薬事法の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市

準用する場合を含む。)の規定による制限の指定 (9) 法第42条第2項の規定による協議 (10) 略 (11) 法第47条第1項(法第35条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への登録 (12) 法第47条第2項及び第3項の規定による開発登録簿への付記 (13) 法第47条第4項の規定による開発登録簿の修正 (14) 法第47条第5項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付 (15) 法第80条第1項の規定による報告の要求等(1)、(3)及び(7)の許可等に係るものに限る。 (16) 法第81条第1項の規定による処分及び措置命令(1)、(3)及び(7)の許可等に係るものに限る。 (17)～(20) 略		町 綾川 町 琴平 町 多度 津町 ま んのう町
51・52 略		
53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	高松市	
54・55 略		

別表第2(第3条関係)

書 類	市 町
1～25 略	
26 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定	各市町

27～37 略

<u>めるもの</u>

27～37 略

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の48の項及び53の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の36の項及び38の項並びに別表第2の26の項の改正規定 平成19年4月1日
- (3) 別表第1の25の項の改正規定 平成19年4月16日
- (4) 別表第1の49の項及び50の項の改正規定 平成19年11月30日
- (5) 別表第1の4の項の改正規定 規則で定める日